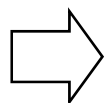


自主防災組織活動事業費補助金(防災用資機材備蓄事業)

組織の規模

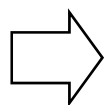
補助額

校区自治会自主防災組織



上限額 300,000円

単位自治会自主防災組織



上限額 150,000円

*補助金の交付を受けた年度から5年以上が経過した場合は、再交付が可能。

例:令和7年度に利用→令和13年度以降再交付可能

自主防災組織活動事業費補助金(防災活動事業)

活動の内容	校区自治会自主防災組織	単位自治会自主防災組織
	上限額(年度ごと)	上限額(年度ごと)
炊出し訓練	6万円	2万円
初期消火訓練	6万円	2万円
負傷者等の救出・救護訓練	6万円	2万円
住民の避難訓練	3万円	1万円
防災講話・講演会開催	3万円	1万円
情報収集・伝達訓練	3万円	1万円
防災マップ作成	・原稿作成に対する経費 5万円 ・印刷製本費 30万円 ※ <u>防災マップのみは、交付を受けた年度から5年以上経過した場合、再交付可能</u>	

*同じ活動の中で2つ以上の項目を実施する場合、2つ目以降の項目は上限額を半額とする。なお、防災マップ作成には適用しません。

*補助金の対象となるものについては、「佐賀市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱」を参照。

自主防災組織活動事業費補助金(防災活動事業)

例

*校区自治会自主防災組織が同じ日に

①炊出し訓練、②初期消火訓練、③防災講話を実施する場合

①炊出し訓練に対する補助金 60,000円

②初期消火訓練 30,000円(2つ目以降の項目のため半額) $60,000円 \times 1/2$

③防災講話 15,000円(2つ目以降の項目のため半額) $30,000円 \times 1/2$

① + ② + ③ = 105,000円(補助金上限額)

1回目の申請において申請額が各項目の上限額に到達しなかった場合、
1回目の申請額と上限額の差額まで追加の申請が可能

補助金の対象外となるもの(例)

- ・補助金交付決定通知書の決定日前に購入されたもの
- ・領収書の宛名が異なるもの
- ・酒、タバコ、お菓子(謝礼用含む)、参加賞等